別表１中「厚労Ａ001」の次に「国交Ａ003」を次のように加える。

| | |
|---|---|
| 番号 | 国交Ａ003 |
| 特定国際戦略事業の名称 | 国際会議等参加旅客不定期航路事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 海上運送法第二十一条の二 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。<br>一　陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路<br>二　起点が終点と一致する航路であって寄港地のないもの |
| 特例措置の内容 | 国際会議等参加旅客不定期航路事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該計画に記載されている航路において、海上運送法第二十一条の二で禁止している旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送を可能とする。 |
| 同意の要件 | ⑴　海上運送法体系においては、実施に問題があり、運航が困難であるが、本特例措置により、国際会議等の新規誘致に資するなど、新たな需要の喚起が見込まれる航路であること<br>⑵　複数の会議施設や展示場が集積しているなど、年間を通じて国際会議等が多く開催されることが見込まれる地域であること<br>⑶　空港など多数の外国人が集まる施設と国際会議等が開催される施設とを結ぶ航路であること<br>⑷　当該航路の起点、寄港地及び終点が、開催する国際会議等の会場や空港等の施設の近隣に存在すること<br>⑸　指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として国際会議等参加旅客不定期航路事業を定めた国際戦略総合特別区域計画を申請するときは、あらかじめ一般旅客定期航路事業者に意見を聴取すること |
| 特例措置に伴い必要となる手続 | 国際戦略総合特別区域計画の内閣総理大臣の認定 |

別表２中「財務Ｂ002」を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 番号 | 財務Ｂ002 |
| 特定地域活性化事業の名称 | 特産酒類製造事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 酒税法（昭和28年法律第６号）第７条第２項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 酒類の製造免許は、免許を受けた後１年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。<br>１　清酒　60キロリットル<br>２　合成清酒　60キロリットル<br>３　連続式蒸留しようちゆう　60キロリットル<br>４　単式蒸留しようちゆう　10キロリットル<br>５　みりん　10キロリットル<br>６　ビール　60キロリットル<br>７　果実酒　６キロリットル<br>８　甘味果実酒　６キロリットル<br>９　ウイスキー　６キロリットル<br>10　ブランデー　６キロリットル<br>11　原料用アルコール　６キロリットル<br>12　発泡酒　６キロリットル<br>13　その他の醸造酒　６キロリットル<br>14　スピリッツ　６キロリットル<br>15　リキュール　６キロリットル<br>16　粉末酒　６キロリットル<br>17　雑酒　６キロリットル |
| 特例措置の内容 | １．指定地方公共団体が、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第35条第２項第１号に規定する特定地域活性化事業として、特産酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において生産される農産物、地域活性化総合特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第１項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該地域活性化総合特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（以下この表において「特区内農産物等」という。）であって当該地域の特産物であるものを用いて次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この表において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（以下この表において「特区内自己製造場」という。）において次の⑴又は⑵に掲げる酒類を製造しようとする者（当該特産酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該⑴又は⑵に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第７条第２項（最低製造数量基準）及び第12条第４号（酒類の製造免許の取消し）の規定の適用については、同項第７号中「６キロリットル」とあるのは「２キロリットル」と、同項第15号中「６キロリットル」とあるのは「１キロリットル」と、同条第４号中「第７条第２項」とあるのは「総合特別区域法（平成23年法律第81号）第47条第１項の規定により読み替えて適用する第７条第２項」とする。<br>⑴　酒税法第３条第13号（ニを除く。）に規定する果実酒（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該地域活性化総合特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※１）に限る。）以外の果実を原料としたものを除く。）　同条第13号に規定する果実酒の製造免許<br>⑵　酒税法第３条第21号に規定するリキュール（酒類及び当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※２）に限る。）を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）　同号に規定するリキュールの製造免許 |